

■ 愛荘町議会 議事録

お問い合わせ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する ▼ 開催日: 1日目

平成18年第3回愛荘町議会臨時会

1日目(平成18年10月26日)

開会:午後02時09分 閉会:午後02時19分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第116号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 4 議案第117号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第118号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第119号 財産の取得につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

出席議員(15名)

- 2番 上林 貞
- 3番 森 隆一
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 珠久清次
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 久保田九右衛門

欠席議員(1名)

- 1番 辰己 保

◎開会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) 皆さん、大変ご苦労さんでございます。
平成18年第3回愛荘町議会臨時会を開催するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
議員各位には、極めてお忙しいところ、本臨時会にご出席いただき、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。
さて、本臨時会は、議案4件についてご審議をいただくことになっております。よろしくお祈りを申し上げます。
開会にあたりましてのあいさつといたします。
なお、辰己議員より欠席届が提出されておりますので、報告させていただきます。
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。
よって、平成18年第3回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(久保田九右衛門君) これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(久保田九右衛門君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田九右衛門君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、11番、森野榮次郎君、12番、小杉和子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(久保田九右衛門君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定いたしました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第3、議案第116号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第116号につきましてご説明申し上げます。

契約の締結につき議決を求めることについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、

1. 契約の目的、平成18年度工事第56号、愛知川西面整備工事(愛知川ニュータウン工区)。
2. 契約の方法、一般競争入札。
3. 契約の金額、5,565万円。
4. 契約の相手方、住所、滋賀県東近江市東沖野3丁目8番17号
氏名、満田工業株式会社、代表取締役、田中博。

以上、よろしくお祈りいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第116号を採決します。

これより議案第110号を休会いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第116号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第4、議案第117号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

〔9番竹中秀夫議員、13番瀧すみ江議員自主退場〕

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) 議案第117号、契約の締結につき議決を求めることについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、

1. 契約の目的、平成18年度工事第57号、愛知川西面整備工事(中宿～愛知川国8工区)。
2. 契約の方法、一般競争入札。
3. 契約の金額、4,005万7,900円。
4. 契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町石橋43番地5
氏名、竹秀建設株式会社、代表取締役、竹中仁美。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第117号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

〔9番竹中秀夫議員、13番瀧すみ江議員自主入場〕

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第5、議案第118号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) それでは、議案第118号、契約の締結につき議決を求めることについて。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、

1. 契約の目的、平成18年度工事第61号、ふれあいスポーツ公園照明設置工事。
2. 契約の方法、一般競争入札。
3. 契約の金額、1億5,999万円。
4. 契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2546番地3
氏名、株式会社川端電設、代表取締役、川端芳孝。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第118号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(久保田九右衛門君) 日程第6、議案第119号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君) 議案第119号、財産の取得につき議決を求めることについて。

次のように財産の取得につき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記

1. 契約の目的、平成18年度物品第65号、愛知中学校教育用コンピュータ更新整備事業。
2. 契約の方法、一般競争入札。
3. 契約の金額、2,772万円。
4. 契約の相手方、住所、滋賀県東近江市五個荘築瀬町11番地3
氏名、藤野商事株式会社、代表取締役、藤野泰志。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(久保田九右衛門君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(久保田九右衛門君) 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(久保田九右衛門君) 全員賛成です。よって、議案第119号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(久保田九右衛門君) 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成18年第3回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。